

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター
コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター(以下「この法人」という。)の倫理規程の理念のもとセンターの事業、運営に関して適用または適用の可能性のある法令を遵守し、業務が適正に遂行されることを目的として定める。

(基本方針)

第2条 法人が行う事業を適正に行うために、以下をこの法人の基本方針とする。

- (1) 事業を行う際には、法令を遵守し、違法行為を行わない。
- (2) 法令遵守のために必要なこの法人の組織体制を整備する。
- (3) コンプライアンス責任者は、理事長の命を受け、管理者と連携し、適正な事業運営を確保する。

(コンプライアンス責任者)

第3条 センターの理事長は、コンプライアンス責任者をこの法人に1名配置するものとする。

- 2 前項の法令遵守責任者は、理事長が選任するものとする。

(コンプライアンス責任者の業務)

第4条 コンプライアンス責任者は、この法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、この法人の理事会と連携し、以下の業務を行うものとする。

- (1) この法人及び事業の組織体制に関する提案
- (2) 法令遵守に関する本規程の制定及び改定

- 2 コンプライアンス責任者は、必要に応じてこの法人内の会議に出席し、この法人の事務遂行状態を法令遵守の観点から確認するものとする。

(相談窓口の仕組み)

第5条 この法人内に存在する問題を広く受け付け、積極的に解決していくために相談窓口を設置する。

- (1) 受付、相談、報告の窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面、面会等と

する。

(2) 通報を受けると、必要に応じて調査を行い、その結果是正の必要ありと認められた場合に、直ちに是正処置を講ずるものとする。更に、その後の再発防止が機能しているかのフォローアップも行うものとする。実名通報の場合には、通報者に対し、調査結果、是正結果の報告を行うものとする。

(3) この法人は、報告・相談者に対し、このことを理由とするいかなる不利益取り扱いも行わせないこと。

(4) この法人は通報、調査で得られた個人情報を開示しないものとして、プライバシーは遵守される。

(5) 虚偽通報、誹謗中傷する通報、その他の不正の通報を行ってならない。

(職員の責務)

第 6 条 職員は第 2 条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

2 職員は、自らも専門職としての職務倫理を身につけ、関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの上司、必要に応じてコンプライアンス責任者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第 7 条 法人は、職員に対してコンプライアンスに関する研修を企画し、実施するものとする。

(処分)

第 8 条 法令違反する行為を行った職員は、懲戒その他処分されるものとする。

(規程の改定)

第 9 条 この規程の改定は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 0 月 2 4 日から施行する。